

松島・名取ジュニアヨットクラブ 入部案内

■主旨

子供達がヨットを通して海と風と自然に親しみ、シーマンシップを学ぶクラブです。

■クラブ紹介

松島ジュニアヨットクラブ（MJYC）は、宮城県セーリング連盟におけるジュニアセーラー育成の一環として位置付け、1980年5月5日に設立されました。名取ジュニアヨットクラブ（NJYC）は、第56回国民体育大会（2001年）の開催地が宮城に決定し、セーリング競技が名取市関上で行われることを記念して、1995年5月5日に設立されました。現在、松島JYCと名取JYCは統合して、松島・名取ジュニアヨットクラブ（MNJYC）として活動しています。

小中学生を対象にジュニア、高校生を対象にシニア部員としています。

■活動内容

クラブ練習・活動は4月の総会にて年間スケジュールを決めておりますが、基本的に土・日・祭日等において、2～3回/月程度の練習を行います。但し1月～3月の期間は気候も厳しいため自主練習としています。シーズン中は各種競技会にも参加する機会もあり、上達し上位の成績を修めると、全日本選手権やワールド選手権にも参加することも夢ではありません。またバーベキューや、つり大会などイベントを行い保護者共々楽しい活動にしています。

【主な活動内容】

定例練習、春合宿、体験試乗会、つり大会、スキー訓練など

【主な競技会】

東北ジュニアヨット大会、関水連オープン大会（春、秋）、全国ジュニアヨットクラブ競技会、東日本OP選手権、全日本OP選手権（出場権必要）

■指導及び運営方法

クラブ指導者としては宮城県セーリング連盟役員の方や、部員および部員OBの保護者の方々にボランティアとして協力を頂いています。クラブ活動は指導者と子供たちだけでは運営できません。保護者の方にはクラブ運営について積極的に参加もしくは協力頂き、ヨット経験のある保護者の方には指導者として協力頂いております。

指導者および保護者はクラブ所有の救助艇に乗り指導を行い、また緊急時は救助活動を行います。安全を第一優先し救命具の着用を義務付け、その他指導者より随時指導を行います。事故怪我などの責任は基本的に部員及び保護者が負う事としています。

■練習艇及び備品・ウェアなど

艇はクラブが保有している練習艇を使用することが出来ます。練習に必要な基本的な装備になりますので、競技などで新しいものが必要な場合や消耗品については各自でご用意いただくこととなります。クラブ艇は練習用ですので少々の破損はやむを得ませんが、大きな破損については各自の責任で補修を行って頂きます。ヨットに乗る際のウェア（ライフジャケット、各種スーツ、ブーツ、グローブなど）については各自にて用意ください。

■部費

クラブは基本的に部員の部費で運営されております。この部費により各種活動費用やハーバー維持管理費、レスキュー船の燃料等の費用に充てております。部費は1年間を2回に分け、前期・後期に一括で納入して頂きます。入部の際は入部金を納入頂きますが、部費の一環として年間活動費に充てられます。また各種クラブ設備（レスキュー船、クラブ艇）の修繕などに備え、設備積立金を負担頂いております。

部員は日本セーリング連盟（JSAF）と日本オプティミスト・ディンギー協会（JODA）の個人登録（入会）をして頂きます。登録により、東日本選手権や全日本選手権などの各種競技大会に参加することが出来ます。毎年登録費を前期部費と同時にお預かりし、登録手続きはクラブで一括して行います。

ジュニア会員	入部時	前期	後期
入部金	20,000		
部費	—	20,000	20,000
設備積立金	—	3,000	3,000
JSAF登録費	—	2,000	—
JODA登録費	—	2,000	—
合計	20,000	27,000	23,000
納入期限	入部時	4月末	9月末

○入部金については既部員の弟・妹が入部の場合1万円とします。

○各種競技会へは基本的に自由参加で、参加費及び遠征費用は各自負担となります。

会計年度は4月1日より始まり翌年3月31日をもって終わります。毎年4月に指導者・保護者による総会を開催し、旧年度事業報告・会計報告、新年度の事業計画を協議致します。

以上

『松島名取ジュニアヨットクラブ』会則

第1条 名称

本クラブの名称は、「松島名取ジュニアヨットクラブ」(略称:MNJYC)という。

第2条 目的

本クラブの目的は、諸活動を通じ、メンバー各自の自立心の育成、決まりごとやマナー、人との約束を守ることができる人格の形勢、海を愛し自然を大切に作る心の醸成、まわりの人々を思い遣る気持ちを育むとともに、日頃疎遠となりがちな親子間のリレーションを再構築することを目的とする。

第3条 組織

- ・本クラブは、本クラブの目的並びにその活動方針に共感し、ともにクラブ諸活動を維持・発展させていく意思のあるジュニアメンバー及びその保護者・指導者から構成される。
- ・本クラブは、クラブ諸活動の円滑な運営を維持、発展させていくため、第4条に記載の通り、運営グループを設置する。

第4条 運営スタッフおよび役員

- ・クラブ運営は、指導者・保護者(以下運営スタッフと称す)が行う。
 - ・運営スタッフの中から役員として、マスタ・サブマスタ・マネージャー・コーチ・総務・会計を互選により選任する。尚、運営スタッフの任期中において欠員が生じた場合は、役員が相談のうえ選任する。
 - ・「マスタ」は、本クラブ並びに運営スタッフを代表し、本クラブの円滑な運営を図る。
 - ・「サブマスタ」は、代表を補佐し、代表がその任を負えない場合に代表の任を負う。
 - ・「マネージャー」は、クラブ活動全体にわたり活動計画の立案や、関係団体との調整を行う。
 - ・「コーチ」は、練習および各種競技会において、クラブ員の指導にあたる。
 - ・「総務」は、マネージャーを補佐し、クラブ活動の円滑化を図る。
 - ・「会計」は、本クラブに係わる費用の出納を管理する。
 - ・その他総会にて必要と認められた場合は、適時役員を構成する。
 - ・役員任期は1年間とする。
- ※事務局は、会計担当役員の居住所在地に置く。

第5条 総会

- ・本クラブの運営にあたり、運営スタッフは以下の通り総会を開催する。
- ・「定期総会」は、毎年1回4月に開催する。
- ・「臨時総会」は、運営スタッフにおける決議、及至保護者(以下決定権者と称す)の内三分の一以上による請求があった場合は、遅滞なく開催される。

第6条 総会の運営

- ・総会においては、議決権者1人に対して1議決権を付与する。
- ・総会は、議決権者の過半数の出席、或いは有効に提出された委任状(これを以って1委任状を1出席者とみなす)並びに出席者の合計数が過半数に達した状態を以って開催を可能とする。
- ・総会の議決は、総会出席者の過半数の同意により為されるものとし、賛否同数の場合は議長が決するものとします。
- ・総会の進行は、マスタが議長として努める。
- ・総会における審議事項は、以下の通りとする。
 - ① 会計年度における実行計画並びに予算
 - ② 前会計年度における予算執行状況並びに決算
 - ③ 代表、副代表、会計など役員選任、その他運営スタッフの選任
 - ④ 会則改定、その他の重要事項

第7条 会計・予算

- ・本クラブの会計年度は、暦年4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。
- ・本クラブの運営に必要な経費は、以下の記載金員を以って賄う。
 - ① ジュニアメンバーの入会金及び会費、シニアメンバーの会費
 - ② 関係機関、諸団体等からの助成金及び補助金
 - ③ その他

第8条 補足

- ・本会則に定めがない事項に関しては、クラブ構成人員相互の誠意ある協議に基づき解決する。

付則 本会則は1980年4月1日から施行するものとします。

以上

松島・名取ジュニアヨットクラブ

入部申し込み書

松島・名取ジュニアヨットクラブの活動主旨を理解し、入部したく申請いたします。

平成 年 月 日

保護者 _____ 印

(ふりがな)		性別	学校名	学年	生年月日(1985/5/5)
氏名					
住所	〒 -			電話	
				FAX	
				e-Mail	
家族	続柄	氏名	携帯電話	携帯 Mail-Ad	生年月日
クラブを知るきっかけは (例:5月の試乗会で・・・)					
指導上の注意点 (例:ぜん息)					
その他					

* 個人情報についてはクラブ活動・運営に関してのみ扱うこととします。